

報告第22号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年11月30日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月12日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 158,136円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として158,136円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 宮城県気仙沼市所沢1番地6
山中産業株式会社気仙沼営業所
所長 菅野 昭夫 氏

4 事故の概要

令和3年10月12日午前10時30分頃、室根町折壁字大里地内において、相手方車両が市道夏明線を走行中、対向車を避けるため、側溝部分を通過した際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両下部等を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

議案第118号

一 関市一般職の職員の給与に関する条例及び一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市一般職の職員の給与に関する条例及び一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市一般職の職員の給与に関する条例及び一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(期末手当) 第19条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 [略]</p>	<p>(期末手当) 第19条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の115</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 [略]</p>
2	<p>(期末手当) 第19条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の115</u> を乗じて得た</p>	<p>(期末手当) 第19条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た</p>

<p>額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の表2の項及び第2条の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

議案第118号 参考資料

一関市一般職の職員の給与に関する条例及び一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の改正概要

1 一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の概要（第1条関係）

(1) 令和3年度における給与改定（第1条の表1の項）

岩手県の給与改定に準じて、期末手当の支給割合を改定

ア 再任用職員以外の職員（期末勤勉手当合計で4.45月分→4.30月分、0.15月分減）

区分		改定前	改定後	比較
期末手当 (第19条関係)	6月期	1.30月	1.30月	0.00月
	12月期	1.30月	1.15月	▲0.15月
	計	2.60月	2.45月	▲0.15月
勤勉手当	6月期	0.925月	0.925月	0.00月
	12月期	0.925月	0.925月	0.00月
	計	1.85月	1.85月	0.00月
期末勤勉 手当合計	6月期	2.225月	2.225月	0.00月
	12月期	2.225月	2.075月	▲0.15月
	計	4.45月	4.30月	▲0.15月

イ 再任用職員（期末勤勉手当合計で2.35月分→2.25月分、0.10月分減）

区分		改定前	改定後	比較
期末手当 (第19条関係)	6月期	0.725月	0.725月	0.00月
	12月期	0.725月	0.625月	▲0.10月
	計	1.45月	1.35月	▲0.10月
勤勉手当	6月期	0.45月	0.45月	0.00月
	12月期	0.45月	0.45月	0.00月
	計	0.90月	0.90月	0.00月
期末勤勉 手当合計	6月期	1.175月	1.175月	0.00月
	12月期	1.175月	1.075月	▲0.10月
	計	2.35月	2.25月	▲0.10月

ウ 施行期日 公布の日

(2) 令和4年度以降における給与改定（第1条の表2の項）

岩手県の給与改定に準じて、令和4年度以降の6月期と12月期の期末手当の支給割合を改定。年間支給割合は、変更なし。

ア 再任用職員以外の職員

区分		改定前	改定後	比較
期末手当 (第19条関係)	6月期	1.30月	1.225月	▲0.075月
	12月期	1.15月	1.225月	0.075月
	計	2.45月	2.45月	0.00月
勤勉手当	6月期	0.925月	0.925月	0.00月
	12月期	0.925月	0.925月	0.00月
	計	1.85月	1.85月	0.00月
期末勤勉 手当合計	6月期	2.225月	2.15月	▲0.075月
	12月期	2.075月	2.15月	0.075月
	計	4.30月	4.30月	0.00月

イ 再任用職員

区分		改定前	改定後	比較
期末手当 (第19条関係)	6月期	0.725月	0.675月	▲0.05月
	12月期	0.625月	0.675月	0.05月
	計	1.35月	1.35月	0.00月
勤勉手当	6月期	0.45月	0.45月	0.00月
	12月期	0.45月	0.45月	0.00月
	計	0.90月	0.90月	0.00月
期末勤勉 手当合計	6月期	1.175月	1.125月	▲0.05月
	12月期	1.075月	1.125月	0.05月
	計	2.25月	2.25月	0.00月

ウ 施行期日 令和4年4月1日

2 一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正の概要（第2条関係）

(1) 令和4年度以降における給与改定

岩手県の給与改定に準じて、期末手当の支給割合を改定

区分	改定前	改定後	比較
期末手当 (第16条関係)	6月期	1.30月	▲0.075月
	12月期	1.30月	▲0.075月
	計	2.60月	▲0.15月

(2) 施行期日 令和4年4月1日

議案第119号

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額並びにその支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料又は報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額並びにその支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第19条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料又は報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>
2	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額並びにその支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第19条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。この場合にお</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額並びにその支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合にお</p>

いて、期末手当基礎額は、給料又は報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	いて、期末手当基礎額は、給料又は報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。